

令和 8 年度

一般廃棄物処理実施計画書

高 山 市

目次

I 基本事項	- 1 -
1 処理区域.....	- 1 -
2 計画期間.....	- 1 -
II ごみ処理関係	- 2 -
1 処理対象人口及び世帯数.....	- 2 -
2 一般廃棄物の区分.....	- 2 -
(1) 可燃ごみ.....	- 2 -
(2) 資源ごみ.....	- 2 -
(3) 不燃ごみ.....	- 2 -
(4) 粗大ごみ.....	- 2 -
(5) 処理困難物.....	- 2 -
3 処理形態.....	- 3 -
(1) 家庭系一般廃棄物.....	- 3 -
(2) 事業系一般廃棄物.....	- 4 -
4 収集作業計画.....	- 4 -
(1) 集積場所.....	- 4 -
(2) 収集方法及び間隔.....	- 5 -
(3) 容器の指定.....	- 5 -
(4) ごみ処理券.....	- 6 -
(5) 収集車両.....	- 7 -
(6) 一般廃棄物収集運搬許可業者.....	- 8 -
5 処理作業計画.....	- 8 -
(1) 処理施設.....	- 8 -
(2) 処理施設受入基準.....	- 8 -
6 その他.....	- 9 -
(1) 乾電池の処理.....	- 9 -
(2) 蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計の処理.....	- 9 -
(3) PCB使用家電製品の処理.....	- 9 -
(4) 充電式電池（リチウムイオン電池等）及びリチウムイオン電池等が内蔵されている小型家電 の処理.....	- 9 -
(5) 感染性が疑われる廃棄物の処理.....	- 9 -
(6) 産業廃棄物の処理.....	- 9 -
(7) 他市町村からの受入れ.....	- 10 -

Ⅲ	し尿・浄化槽処理関係	- 11 -
1	処理対象人口及び世帯数.....	- 11 -
2	処理形態.....	- 11 -
	(1) 日常生活から生じる一般廃棄物.....	- 11 -
3	収集作業計画.....	- 11 -
	(1) 収集区分・許可業者及び収集方法.....	- 11 -
	(2) 収集作業人員.....	- 12 -
	(3) 収集車.....	- 12 -
4	処分計画.....	- 13 -
	(1) 処理作業人員.....	- 13 -
5	その他.....	- 14 -
Ⅳ	一般廃棄物の排出量及び処理量	- 15 -

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年高山市条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により定めるものである。

I 基本事項

1 処理区域

高山市全域

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

II ごみ処理関係

1 処理対象人口及び世帯数

人 口 81,406人
世帯数 36,577世帯

(令和8年2月1日現在の住民基本台帳)

2 一般廃棄物の区分

ごみの減量化及び資源化に努め発生量を抑制するとともに、発生したごみは下記の区分に基づき適正な分別を行うものとする。

(1) 可燃ごみ

ごみ焼却施設で適正な焼却処理が可能で、ごみ袋に収納でき、資源ごみ及び不燃ごみを除いたもの

(2) 資源ごみ

資源化に支障をきたす汚れ及び異物等を除いた次のもの

- ① 缶
- ② びん、ペットボトル
- ③ プラスチック製容器包装
- ④ 紙製容器包装
- ⑤ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条に規定する使用済小型電子機器等（以下「小型家電」）
- ⑥ 新聞、ちらし、雑誌（雑がみ）（④⑦に該当しない古紙を含む。）、段ボール、古布
- ⑦ 紙パック（内側が白いもの）
- ⑧ 白色トレイ、柄トレイ
- ⑨ 発泡スチロール
- ⑩ 乾電池
- ⑪ 蛍光管、水銀温度計、水銀体温計
- ⑫ 生きびん（一升びんやビールびんなど繰り返し使用されるガラスびん）
- ⑬ インクカートリッジ
- ⑭ 廃食用油
- ⑮ 充電式電池（リチウムイオン電池等）
- ⑯ リチウムイオン電池等が内蔵されている小型家電

(3) 不燃ごみ

ごみ焼却施設で適正な焼却処理が困難なもの、または適正な埋立処分が可能でごみ袋に収納できるもの

(4) 粗大ごみ

ごみ袋に収納が困難なもので、適正な処分ができる別表第1に該当するもの

(5) 処理困難物

市が適正に処理できないもの及び市施設以外での資源化が望ましいもので次のもの

- ① 特定家庭用機器廃棄物
- ② 自動車用タイヤ、バッテリー等
- ③ 液体の廃棄物（廃食用油を除く）
- ④ オートバイ
- ⑤ 多量のコンクリート、アスファルトくず
- ⑥ 特別管理廃棄物（PCB使用家電製品を除く）
- ⑦ 消火器（消火剤が残っている状態のもの）
- ⑧ その他市の施設で処理が困難なもの

3 処理形態

(1) 家庭系一般廃棄物

① 可燃ごみ

指定日に可燃ごみステーションへ可燃ごみ処理券を貼付し出されたものについて、収集、運搬及び処分を市が行う。

② 資源ごみ

A) 缶、びん、ペットボトル

指定日に資源ごみステーションへ出されたものについて、収集、運搬及び処分（資源化業者への引き渡しを含む）を市が行う。

なお、資源回収団体等が設けた回収場所への収集及び運搬は回収団体等が行い、処分は資源回収業者または市が行う。

B) プラスチック製容器包装、紙製容器包装

指定日に資源ごみステーションへ出されたものについて、収集、運搬及び処分（資源化業者への引き渡しを含む）を市が行う。

C) 小型家電

指定日に資源ごみステーションへ出されたものについて、収集、運搬及び処分（資源化業者への引き渡しを含む）を市が行う。

D) 新聞、ちらし、雑誌、段ボール、古布、紙パック、白色トレイ、柄トレイ、発泡スチロール、乾電池、蛍光灯、水銀温度計、水銀体温計、充電式電池（リチウムイオン電池等）及びリチウムイオン電池等が内蔵されている小型家電

指定日に資源ごみ拠点集積所へ持ち込まれたものについて、収集、運搬及び処分（資源化業者への引き渡しを含む）を市が行う。

なお、資源回収団体等が設けた回収場所への収集及び運搬は回収団体等が行い、処分（資源化業者への引き渡しを含む）は資源回収業者または市が行う。

E) インクカートリッジ

市が設置している回収箱に投入されたものについて、プリンターメーカーが実施しているプロジェクトを活用し資源化する。

F) 廃食用油

朝日、高根、国府地域と高山市資源リサイクルセンターの資源ごみ拠点集積所へ持ち込まれたものについて、資源化する。

③ 不燃ごみ

指定日に資源ごみステーションへ不燃ごみ処理券を貼付し出されたものについて

て、収集、運搬及び処分（資源化業者等への引き渡しを含む）を市が行う。

④ 粗大ごみ

事前に電話・インターネット等により収集の予約をし、指定日に粗大ごみ処理券を貼付し予約時に指定された場所に持ち出されたものについて、収集、運搬及び処分（資源化業者等への引き渡しを含む）を市が行う。

⑤ 処理困難物

市は、原則収集及び処分は行わない。

なお、特定家庭用機器廃棄物については、販売店若しくは収集運搬許可業者に収集運搬を依頼または指定引取場所まで自己搬入を行う。

自動車用タイヤ、バッテリー等及び液体の廃棄物については、販売店等に処理を依頼する。

オートバイについては、二輪車リサイクルシステムが指定する引取窓口または廃棄二輪車取扱店に、申し込み再生処理を依頼する。

多量のコンクリート、アスファルトくず、特別管理廃棄物（PCB使用家電製品を除く）、その他市の施設で処理が困難なものについては、各々処理可能な施設等での処理を依頼する。

消火器については、消火器リサイクル特定窓口に申し込み再生処理を依頼する。

(2) 事業系一般廃棄物

① 自己処理または自己搬入若しくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集、運搬を依頼する。収集運搬された一般廃棄物の処分（資源化業者への引き渡しを含む）は、市または市が許可した一般廃棄物処分業許可業者若しくは市が指定した再生個別指定業者が行う。

② 条例第5条の規定によるごみ処理券を貼付した可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集、運搬及び処分（資源化業者への引き渡しを含む）は市が行う。

③ 処理困難物及び市施設以外で処理ができるものについては、市は原則処分を行わない。

4 収集作業計画

(1) 集積場所

① 可燃ごみステーション

可燃ごみを対象とする。位置は町内会と調整して決定し、町内会が管理する。

設置箇所数：約2,050箇所

② 資源ごみステーション

缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、小型家電及び不燃ごみを対象とする。位置は町内会と調整して決定し、町内会が管理する。

設置箇所数：約1,440箇所

③ 資源ごみ拠点集積所

新聞、ちらし、雑誌、段ボール、古布、紙パック、発泡スチロール、白色トレイ、柄トレイ、乾電池、蛍光管、水銀温度計及び水銀体温計、充電式電池（リチウムイオン電池等）及びリチウムイオン電池等が内蔵されている小型家電を対象とする。

設置箇所数：50箇所（別表第2）

(2) 収集方法及び間隔

収集区域及び収集日は別表第3の収集区域割及び収集日による。

ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。

また、例祭、行事等により収集方法等を変更することがある。

① 可燃ごみ

原則、週2回の定曜日収集とする。

② 資源ごみ

A) 缶、びん・ペットボトル

原則、月2回の隔週定曜日収集とする。(第5週は除く)

B) プラスチック製容器包装、紙製容器包装

原則、月2回の隔週定曜日収集とする。(第5週は除く)

C) 小型家電

月1回の定曜日収集とする。

D) 新聞、ちらし、雑誌、段ボール、古布、紙パック、白色トレイ、柄トレイ、発泡スチロール、乾電池、蛍光管、水銀温度計、水銀体温計、充電式電池（リチウムイオン電池等）、リチウムイオン電池等が内蔵されている小型家電及び廃食用油（朝日、高根、国府地域及び高山市資源リサイクルセンターのみ）

i. 資源ごみ拠点集積所

開設日 別表第2による。

休日 令和8年12月31日から令和9年1月3日まで

開設時間 午前9時から午後3時まで（ただし、資源リサイクルセンターは午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時まで除く）、六厩、野々俣、段は午前9時から午後0時まで）

収集 開設日の翌日以降速やかに収集する。

ii. 資源回収団体等

開設、回収品目及び収集運搬は資源回収団体等の規定による。

③ 不燃ごみ

月1回の定曜日収集とする。

④ 粗大ごみ

A) 高山地域（丹生川町新張上野区域を含む）

週1回の定曜日収集とする。

B) その他の地域

月1回の収集とする。

⑤ 側溝土砂（高山地域のみ）

月1回の収集とし、定期清掃指定日（日曜日）に実施した地区については、その翌日の月曜日から金曜日までに収集する。

(3) 容器の指定

① 可燃ごみ

A) ごみ袋

材質：透明なポリエチレン製

大きさ：縦85cm×横65cm以下のもの

厚さ：0.03mm以上のもの

容量：45ℓ以下のもの

上記の規格にあったものを「推奨袋」として、市内販売店にて販売する。

B) 上記に収納できるものと同等の大きさのものをひも等で梱包したもの。

② 資源ごみ（小型家電を除く）

A) ごみ袋

材質：透明なポリエチレン製

大きさ：縦85cm×横65cm以下のもの

厚さ：0.03mm以上のもの

容量：45ℓ以下のもの

上記の規格にあったものを「推奨袋」として、市内の販売店にて販売する。

B) 資源ごみ拠点集積所へ新聞、ちらし、雑誌、段ボール及び紙パックを持ち込む場合は、ひも等で梱包したもの。

③ 不燃ごみ、小型家電

A) ごみ袋

材質：透明なポリエチレン製

大きさ：縦85cm×横65cm以下のもの

厚さ：0.05mm以上のもの

容量：45ℓ以下のもの

上記の規格にあったものを「推奨袋」として、市内の販売店にて販売する。

④ その他

資源ごみ拠点集積所及び資源回収団体の回収場所の容器等は、設置者の規定による。

(4) ごみ処理券

① 無料可燃ごみ処理券

A) 配付基準等

条例第7条の2及び高山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和46年高山市規則第48号、以下「規則」という。）第6条の規定により配付する。

B) 配付の基準日

令和8年2月1日の住民基本台帳に基づいて配付する。

※その他市長が認めた場合は、別途配付する。（福祉専用、ボランティア専用、町内会専用等）

② 無料不燃ごみ処理券

A) 配付基準等

条例第7条の2及び規則第6条の規定により配付する。

B) 配付基準等

令和8年2月1日の住民基本台帳に基づいて配付する。

※その他市長が認めた場合は、別途配付する。（福祉専用、ボランティア専用、町内会専用等）

③ 可燃ごみ処理券、不燃ごみ処理券、資源ごみ処理券、粗大ごみ処理券

条例第5条及び規則第5条の3の規定により交付する。

A) ごみ処理券取扱所

別表第4に示すごみ処理券取扱所、市役所、各支所及び高山市資源リサイクルセンターにおいて交付する。

B) ごみ処理券取扱所

取扱所にて一般廃棄物処理手数料と引換えに交付する。

(5) 収集車両（令和8年4月1日現在）

① 直営（パトロール）

塵芥車	3.50t	1台
ダンプ車	2.00t	1台
		計2台

② 委託

高山清掃事業株式会社	塵芥車	2.10t	1台	
		3.15t	1台	
		3.35t	1台	
		3.40t	2台	
株式会社丸大興業	トラック車	2.00t	1台	
		3.00t	1台	
飛驒清掃株式会社	塵芥車	3.25t	1台	
		3.30t	1台	
		3.15t	1台	
		トラック車	2.00t	1台
有限会社荘白川クリーン	塵芥車	1.60t	1台	
		3.15t	1台	
	脱着装置付コンテナ専用車	3.40t	1台	
	ダンプ車	3.25t	2台	
		3.30t	1台	
		3.65t	1台	
		クレーン車	2.00t	1台
	クリーン大野有限会社	貨物車	2.00t	1台
小型貨物車			0.75t	1台
軽貨物車		0.35t	2台	
塵芥車		3.25t	1台	
		ダンプ車	3.00t	1台
軽貨物車		0.35t	1台	
有限会社カワモト 有限会社クリアシステム		塵芥車	2.90t	1台
	2.15t		1台	
		3.35t	1台	
	脱着装置付コンテナ専用車	3.35t	1台	
		塵芥車	2.00t	1台
		2.55t	1台	
		2.60t	2台	
	株式会社神岡衛生社	トラック車	2.70t	2台
3.60t			1台	
2.00t			2台	
塵芥車			3.00t	2台
株式会社宮崎	平積車(幌)	2.00t	1台	
		脱着装置付コンテナ専用車	2.00t	1台
		6.80t	1台	
	トラック車	3.10t	1台	

6.50t 1台
計 46台

(6) 一般廃棄物収集運搬許可業者

一般廃棄物収集運搬業許可業者は、次の10社とし、許可事項は別表第5のとおりとする。

① 業者名（順不同）

高山清掃事業株式会社
株式会社丸大興業
株式会社スズキ
飛騨清掃株式会社
クリーン大野有限会社
有限会社クリアシステム
有限会社カワモト
有限会社吉城環境管理センター
株式会社神岡衛生社
有限会社荘白川クリーン

② 業務の内容

市内の事業系一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ）、一時的に多量に排出される家庭系一般廃棄物及び特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬業務を行う。

5 処理作業計画

(1) 処理施設

一般廃棄物の処理施設は次のとおりとし、詳細は原則別表第6、7のとおりとする。
高山市資源リサイクルセンター、高山市久々野クリーンセンター、高山市丹生川埋立処分地、その他高山市が委託、許可または個別指定した施設（休止中：高山市荘川埋立処分地、高山市上宝埋立処分地）

なお、資源化が可能なものについては、原則資源化業者への引き渡しを行う。

また、市の施設で処理できない一般廃棄物については、民間の一般廃棄物処理業者等に処理を委託する。

(2) 処理施設受入基準

一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合は、埋立処分するものは最大長1m以下、焼却処分するものは最大長50cm以下になるようあらかじめ切断、破碎及び圧縮に努めなければならない。なお、詳細は次のとおりとする。

多量の排出者は事前に協議することとし、協議済みのものについて搬入するものとする（別表第8、9による）。

① 家庭系一般廃棄物

「2 廃棄物の区分」の(1)から(4)に該当する廃棄物を受け入れる。搬入する場合は収集と同様の分別とし、中身が容易に確認できることとする。

手数料を条例第7条に基づき請求する。（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは77円/10kg、資源ごみは無料）

なお、基準を満たす容器に収納し、ごみ処理券が貼付されたものについては手数料を徴収しない。

② 事業系一般廃棄物

原則として家庭系一般廃棄物と同様（「2.(2)資源ごみ⑥新聞、ちらし、雑誌、段ボール ⑦紙パック⑧白色トレイ、柄トレイ⑨発泡スチロール ⑭廃食用油」は除く）とする。手数料は、全てのごみにおいて77円/10kgとする。ただし、市施設以外で処理ができるものを除く。

6 その他

(1) 乾電池の処理

運搬に適した量になるまで高山市資源リサイクルセンターにおいて保管し、適正な処理施設において処理する。

(2) 蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計の処理

使用済み乾電池等の広域処理計画（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づき実施する。なお、運搬に適した量になるまで高山市資源リサイクルセンターにおいて保管する。

(3) 充電式電池（リチウムイオン電池等）及びリチウムイオン電池等が内蔵されている小型家電の処理

運搬に適した量になるまで高山市資源リサイクルセンターにおいて保管し、適正な処理施設において処理する。

(4) PCB使用家電製品の処理

PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用部品を含む家電製品の処理については、家電リサイクル法によるリサイクル可能な家電製品以外のものについて、適宜保管、処理する。

(5) 感染性が疑われる廃棄物の処理

使用後の小型血糖測定器の採血針については、薬の空き容器、ペットボトル、牛乳パック等の固い燃える容器に入れ、可燃ごみとして処理する。（医療機関の指示によるものを除く。）

その他、感染性が疑われる廃棄物については、飛散、流出防止対策を十分施したうえで、原則可燃ごみとして処理する。

(6) 産業廃棄物の処理

法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物とあわせて処分できる産業廃棄物は規則第19条に規定する次のものとする。ただし、「2 廃棄物の区分 (5)処理困難物」を除く。

燃えがら、紙くず、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、工作物の取りこわし廃材、木くず、金属くず、廃プラスチックくず、動植物性残渣、廃棄物の処理及

び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第4号の2に規定する固形状の不要物、汚でい

なお、処理施設受入基準は、5（2）に準ずることとする。

ただし、新規の排出者は事前に協議し、契約締結後、搬入するものとする（別表第8、9による）。

(7) 他市町村からの受入れ

- ① 本市の一般廃棄物処理施設において、他市町村にて排出される一般廃棄物の処理を受託する。

処理対象廃棄物	委託者	処理施設
一般廃棄物 (可燃ごみ、資源ごみ(びん))	大野郡白川村	高山市資源リサイクルセンター

- ② 本市内の民間一般廃棄物処理施設において、他市町村にて排出される一般廃棄物の処理を実施する。

処理対象廃棄物	排出自治体	処理施設（事業者）
一般廃棄物（木くず）	大野郡白川村	笠原木材(株)
一般廃棄物（古布）	飛驒市	(株)宮崎
一般廃棄物（コンクリートの破片その他これに類する不要物）	飛驒市	(株)カンチ

Ⅲ し尿・浄化槽処理関係

1 処理対象人口及び世帯数

人 口 9,547人
世帯数 4,984世帯
(※参考資料のとおり)

2 処理形態

(1) 日常生活から生じる一般廃棄物

① し尿の収集運搬

許可業者 高山清掃事業株式会社
株式会社丸大興業
有限会社荘白川クリーン
クリーン大野有限会社
有限会社クリアシステム
有限会社吉城環境管理センター
株式会社神岡衛生社

② 浄化槽の清掃及び汚泥収集運搬

許可業者 高山清掃事業株式会社
株式会社丸大興業
有限会社荘白川クリーン
クリーン大野有限会社
有限会社クリアシステム
有限会社吉城環境管理センター
株式会社神岡衛生社

③ 処分 高山市

3 収集作業計画

(1) 収集区分・許可業者及び収集方法

① し尿

収集区域ごとに、下記の要領で計画収集を行なう。

また、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休止する。

収集区域	許可業者	収集計画
高山地域（石浦町を除く宮川西地区）、丹生川地域、清見地域	高山清掃事業(株)	町内毎にサイクル（周期）を組み、定期的に収集を行なう。
高山地域（宮川東地区及び石浦町）	(株)丸大興業	町内毎にサイクル（周期）を組み、定期的に収集を行なう。

荘川地域	(有)荘白川クリーン	町内毎にサイクル（周期）を組み、定期的に収集を行なう。ただし、1月～3月の間は、緊急依頼のみ収集を行う。
一之宮地域	クリーン大野(有)	町内毎にサイクル（周期）を組み、定期的に収集を行なう。
久々野地域、朝日地域、高根地域	(有)クリアシステム	町内毎にサイクル（周期）を組み、定期的に収集を行なう。
国府地域	(有)吉城環境管理センター	町内毎にサイクル（周期）を組み、定期的に収集を行なう。
上宝地域、奥飛騨温泉郷地域	(株)神岡衛生社	町内毎にサイクル（周期）を組み、定期的に収集を行なう。

- ② 浄化槽、グリストラップ及び農集排処理施設等の汚泥、夾雑物（一般廃棄物）設備の定期清掃により、し尿処理場の汚泥処理に併せて計画的に実施する。

(2) 収集作業人員

許可業者

高山清掃事業株式会社	し尿・浄化槽部門	22名
株式会社丸大興業	し尿・浄化槽部門	7名
有限会社荘白川クリーン	し尿・浄化槽部門	12名
クリーン大野有限会社	し尿・浄化槽部門	3名
有限会社クリアシステム	し尿・浄化槽部門	16名
有限会社吉城環境管理センター	し尿・浄化槽部門	7名
株式会社神岡衛生社	し尿・浄化槽部門	8名
合 計		75名

(3) 収集車

し尿及び浄化槽汚泥収集運搬車（バキューム車・濃縮車）

高山清掃事業株式会社		3.7kl	3台
		3.0kl	1台
		2.9kl	1台
株式会社丸大興業	濃縮車	1.8kl	1台
		3.6kl	2台
		2.7kl	2台
有限会社荘白川クリーン	濃縮車	1.62kl	1台
		5.0kl	1台
		3.5kl	1台
クリーン大野有限会社		3.4kl	2台
		3.3kl	1台
		2.7kl	1台
有限会社クリアシステム	濃縮車	2.92kl	1台
		3.0kl	2台
		3.7kl	2台
		3.6kl	1台
		3.5kl	2台
	濃縮車	2.9kl	1台

有限会社吉城環境管理センター		3.7kl	1台
		3.6kl	1台
		3.5kl	2台
		3.0kl	2台
		2.95kl	1台
	濃縮車	2.92kl	1台
株式会社神岡衛生社		10.0kl	1台
		7.3kl	1台
		7.1kl	1台
		3.7kl	2台
		3.0kl	1台
合 計			40台

4 処分計画

(1) 処理作業人員

① 職員

所長（下水道課長兼務）	1名
係長	1名
職員	1名
合計	3名

② 処理施設

施設の名称	施設の場所	処理方式	処理能力
高山市環境センター	高山市冬頭町655番地2	高負荷酸化処理方式	80kl/日 (生し尿71kl/日) (浄化槽汚泥9kl/日)
高山市久々野衛生センター	高山市久々野町久須母195番地	高負荷脱窒素処理方式 (凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着)	25kl/日 (生し尿2kl/日) (浄化槽汚泥23kl/日)

参考資料1

し尿処理人口及び世帯数調べ（農業集落排水人口は含まない）

地区名	人口	世帯数
高山地域	3,068人	2,415世帯
丹生川地域	1,392人	476世帯
清見地域	486人	267世帯
荘川地域	158人	77世帯
一之宮地域	643人	255世帯
久々野地域	865人	369世帯
朝日地域	288人	118世帯
高根地域	260人	150世帯
国府地域	1,664人	544世帯
上宝、奥飛騨温泉郷地域	723人	313世帯
合 計	9,547人	4,984世帯

(令和7年3月31日現在 下水道課調べ)

参考資料2

し尿・浄化槽の基数、汚泥発生量及び清掃率

地区名	令和8年度 計画発生量		令和6年度 実績		
	基数	発生量 [k0]	基数	発生量 [k0]	清掃率 [%]
高山地域	2,820	5,356	2,189	5,286.00	98.1
丹生川地域	522	3,711	611	3,497.00	97.6
清見地域	393	1,015	447	1,264.00	92.2
荘川地域	732	1,411	883	1,424.21	97.9
一之宮地域	229	967	229	966.69	99.5
久々野地域	364	1,590	361	2,359.30	98.0
朝日地域	389	935	379	810.20	96.2
高根地域	214	875	212	721.00	95.8
国府地域	696	2,080	722	2,113.52	99.7
上宝、奥飛騨 温泉郷地域	303	1,486	358	1,603.77	99.6
合 計	6,662	19,426	6,391	20,045.68	97.6

(令和7年3月31日現在 下水道課調べ)

5 その他

(1) 他市町村へ委託

本市にて排出される一部の一般廃棄物の処理を他市町村に委託する。

処理対象廃棄物	受託者	処理施設
一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥)	飛騨市	飛騨市みずほクリーンセンター

IV 一般廃棄物の排出量及び処理量

この計画期間中における一般廃棄物の一日平均排出量は表1のとおりであり、処理施設における一日平均処理量は表2のとおりである。

(表1)

一日平均排出量

区分			収集量	
ごみ	家庭系 一般廃棄物	収集量	可燃ごみ	34.9t
			不燃ごみ(粗大ごみ含む)	4.2t
			資源ごみ	14.1t
		搬入量	可燃ごみ	1.6t
			不燃ごみ	3.3t
			資源ごみ	0.8t
	事業系 一般廃棄物	搬入量	可燃ごみ	22.3t
			不燃ごみ	2.8t
			資源ごみ	1.1t
合計			85.1t	
し尿・ 浄化槽	日常生活から生じる 一般廃棄物	し尿	4410.84kℓ	
		浄化槽汚泥	42.40kℓ	
	合計		53.24kℓ	

※一日平均排出量は、年間計画量から一日あたりを求めたもの

※農業集落排水施設汚泥を含む

(表2)

一日平均処理量

区分		処理量
ごみ	焼却処分	58.8t
	資源化处理	16.0t
	埋立処分	10.3t
	合計	85.1t
し尿・ 浄化槽	高山市環境センター	44.27kℓ
	高山市久々野衛生センター	22.20kℓ

※一日平均処理量は、受入量と処理に要した希釈水等の計から一日あたりを求めたもの

※し尿は、国府、上宝、奥飛騨温泉郷地域を除く(飛騨市への処理委託分)

※農業集落排水施設汚泥を含む

別表第1（規則第2条の3関係）

粗大ごみ一覧表

種目	品名	種目	品名
ガス・石油器具類 ※小型家電対象品目を除く	ミシン（電動を除く） ガスレンジ・ガスオーブン 湯沸かし器（ボイラーは該当しない） 石油ストーブ 石油ファンヒーター こたつ（電気こたつを除く） マッサージチェア（電動を除く）	その他 ※小型家電対象品目を除く	オルガン（電気式を除く） トレーニング機器（電気式を除く） 健康機器（電気式を除く） 流し台 調理台 ガス・レンジ台 米びつ 浴槽（据置式に限る） 洗面化粧台 畳 建具 物干し台 ペット小屋 火鉢 自転車 脚立 ブランコ 滑り台
家具・寝具類	たんす 本棚 サイドボード 食器戸棚 げた箱 その他戸棚 テーブル 応接用いす いす 鏡台 机 ベッド ベッドマット 敷物 アコーディオンカーテン		その他これらに類するもの

別表第2

資源ごみ拠点集積所一覧

No	名称	場所	開設日
1	空町資源ごみ拠点集積所	空町駐車場	毎週日・水曜日
2	東資源ごみ拠点集積所	東小学校プール横	毎週日曜日
3	西資源ごみ拠点集積所	西小学校校舎裏	
4	南資源ごみ拠点集積所	岡本町2丁目辻ヶ森三社北側	毎週日・水曜日
5	北資源ごみ拠点集積所	北小学校校舎裏	毎週日曜日
6	山王資源ごみ拠点集積所	山王小学校プール横	
7	江名子資源ごみ拠点集積所	江名子小学校入り口	
8	新宮資源ごみ拠点集積所	ビレッジハウス高山東側	
9	三枝資源ごみ拠点集積所	三枝小学校プール横	
10	岩滝資源ごみ拠点集積所	旧岩滝小学校入り口	第4日曜日
11	花里資源ごみ拠点集積所	花里小学校入り口	毎週日曜日
12	資源リサイクルセンター	高山市三福寺町1800番地	毎週月～土曜日
13	旗鉾資源ごみ拠点集積所	旗鉾地区多目的集会所	第4日曜日
14	白井資源ごみ拠点集積所	白井コミュニティセンター	
15	坊方資源ごみ拠点集積所	丹生川支所倉庫	
16	町方資源ごみ拠点集積所	町方コミュニティセンター	
17	細越資源ごみ拠点集積所	細越地区多目的集会所	
18	荒城資源ごみ拠点集積所	荒城地区多目的屋内運動場横	第1日曜日
19	三日町資源ごみ拠点集積所	清見支所車庫	
20	小鳥資源ごみ拠点集積所	旧上小鳥消防ポンプ倉庫	
21	大原資源ごみ拠点集積所	旧大原集荷場	
22	六厩資源ごみ拠点集積所	旧農協集荷場	
23	黒谷資源ごみ拠点集積所	黒谷公民館	
24	新淵資源ごみ拠点集積所	旧畜産広場（荘川車庫）	※第1日曜日
25	野々俣資源ごみ拠点集積所	下野々俣公民館	
26	宮資源ごみ拠点集積所	一之宮支所裏倉庫	第2日曜日
27	段資源ごみ拠点集積所	消防倉庫（第3分団第3班）横	
28	大西資源ごみ拠点集積所	大西体育館横	
29	久々野資源ごみ拠点集積所	久々野公民館	
30	無数河資源ごみ拠点集積所	久々野支所	
31	渚資源ごみ拠点集積所	渚区公民館	
32	秋神資源ごみ拠点集積所	朝日秋神研修センター	
33	浅井資源ごみ拠点集積所	浅井公民館	

No	名称	場所	開設日
34	青屋資源ごみ拠点集積所	下青屋公民館	第2日曜日
35	万石資源ごみ拠点集積所	朝日支所（燦燦朝日館）	
36	甲資源ごみ拠点集積所	甲公民館	
37	中之宿資源ごみ拠点集積所	中之宿公民館	
38	上ヶ洞資源ごみ拠点集積所	高根福祉センター	※第2日曜日
39	阿多野郷資源ごみ拠点集積所	阿多野郷公民館	
40	日和田資源ごみ拠点集積所	旧日和田就労センター敷地内	第2日曜日
41	宇津江資源ごみ拠点集積所	旧浄化センター跡	第3日曜日
42	広瀬町資源ごみ拠点集積所	旧国府支所前	
43	中央資源ごみ拠点集積所	福祉センター下手車庫	
44	荒城資源ごみ拠点集積所	安国寺橋北側	
45	老和気資源ごみ拠点集積所	上広瀬消防器具庫駐車場内	
46	富士資源ごみ拠点集積所	名張消防器具庫駐車場内	第4日曜日
47	本郷資源ごみ拠点集積所	上宝支所裏倉庫	
48	栃尾資源ごみ拠点集積所	奥飛驒文化センター前	
49	中尾資源ごみ拠点集積所	中尾中ごみステーション内	
50	平湯資源ごみ拠点集積所	平湯区ごみステーション内	

No1～12は、高山地域

No13～18は、丹生川地域

No19～21は、清見地域

No22～25は、荘川地域

No26～27は、一之宮地域

No28～31は、久々野地域

No32～36は、朝日地域

No37～40は、高根地域

No41～46は、国府地域

No47は、上宝地域

No48～50は、奥飛驒温泉郷地域

※については冬期間閉鎖

別表第3 収集区域割及び収集日

高山地域(収集運搬委託業者：高山清掃事業㈱、㈱丸大興業)

地区	町 名
高山東1	石浦1～9、越後、春日、片野1～6、片原、上一、上二、上三、上川原、川原、島川原、城山、神明1～4、宗猷寺、大門、千島、天性寺、天満1～4、名田1～4、名田5(広小路南)、西、西之一色3(越後・千島境の一部)、西洞、八軒1～3、花里1(国道41号南・JR高山本線東)、花里2～4、馬場1・2、吹屋、堀端、本1、松倉、森下1・2
高山東2	曙1～4、愛宕、漆垣内、上野(丹生川町新張上野含む)、江名子、大島、大新1～5、大洞、左京、桜、三福寺、塩屋、下一、下二、下三、鉄砲、長坂、八幡、東山、日の出1～3、松之木、松本、山口、若達1・2
高山東3	岩井、滝
高山西1	相生、有楽、上岡本、上岡本1・2、上岡本3(国道41号東の一部を除く)、上岡本4～8、下之切、下林、新宮、匠ヶ丘、天満5・6、名田5(広小路北)、名田6、西之一色1・2、西之一色3(越後・千島境の一部を除く)、花川、花里1(国道41号北・JR高山本線西)、花里5・6、本2、前原、緑ヶ丘1・2、山田、八日
高山西2	赤保木、朝日、旭ヶ丘、岡本1～4、上岡本3(国道41号東の一部)、上切、神田1・2、桐生1～8、下岡本、下切、昭和1～3、末広、総和1～3、問屋、中切、中山、七日1～3、初田1～3、花岡1～3、冬頭、本母、本3・4

地区		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
高山 東1	第1週	不燃・小型家電	可燃ごみ	缶	紙製容器	可燃ごみ
	第2週	プラ製容器		びん・ペット	—	
	第3週	—		缶	紙製容器	
	第4週	プラ製容器		びん・ペット	—	
高山 東2	第1週	—	可燃ごみ	缶	紙製容器	可燃ごみ
	第2週	—		びん・ペット	プラ製容器	
	第3週	不燃・小型家電		缶	紙製容器	
	第4週	—		びん・ペット	プラ製容器	
高山 東3	第1週	—	可燃ごみ	缶・紙製容器・ 不燃・小型家電	—	可燃ごみ
	第2週	—		びん・ペット・ プラ製容器	—	
	第3週	—		缶・紙製容器	—	
	第4週	—		びん・ペット・ プラ製容器	—	
高山 西1	第1週	可燃ごみ	プラ製容器	びん・ペット	可燃ごみ	—
	第2週		—	缶		紙製容器
	第3週		プラ製容器	びん・ペット		—
	第4週		不燃・小型家電	缶		紙製容器
高山 西2	第1週	可燃ごみ	—	びん・ペット	可燃ごみ	プラ製容器
	第2週		不燃・小型家電	缶		紙製容器
	第3週		—	びん・ペット		プラ製容器
	第4週		—	缶		紙製容器

丹生川、荘川、一之宮、朝日、国府2地域

地区	町名	収集運搬委託業者
丹生川	丹生川町全域	飛驒清掃(株)
荘川	板橋谷を除く地域	(有)荘白川クリーン
荘川(板橋谷)	板橋谷(※は収集しない)	(有)荘白川クリーン
一之宮	一之宮町全域	クリーン大野(有)
朝日	朝日町全域	(有)クリアシステム
国府2	広瀬町、三日町、藁輪、今、宮地、東門前、西門前、八日町、漆垣内、桐谷、半田、木曾垣内、鶴巣、山本	(有)吉城環境管理センター

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週	可燃ごみ	※びん・ペット	—	※可燃ごみ	※プラ製容器
第2週		※缶	不燃・小型家電		※紙製容器
第3週		びん・ペット	—		プラ製容器
第4週		缶	—		紙製容器

清見、久々野、高根、国府1地域

地区	町名	収集運搬委託業者
清見	清見町全域	飛驒清掃(株)
久々野	久々野町全域	(有)クリアシステム
高根	高根町全域	(有)カワモト
国府1	三川、上広瀬、村山、糠塚、金桶、瓜巢、名張、宇津江、宇津江2区、宇津江3区	飛驒清掃(株)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週	缶	可燃ごみ	紙製容器	—	可燃ごみ
第2週	びん・ペット		不燃・小型家電	プラ製容器	
第3週	缶		紙製容器	—	
第4週	びん・ペット		—	プラ製容器	

上宝地域

地区	町名	収集運搬委託業者
上宝	上宝町全域	(株)神岡衛生社

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週	缶	可燃ごみ	びん・ペット	プラ製容器	可燃ごみ
第2週	不燃・小型家電		—	紙製容器	
第3週	缶		びん・ペット	プラ製容器	
第4週	—		—	紙製容器	

奥飛驒温泉郷地域

地区	町名	収集運搬委託業者
奥飛驒温泉郷	奥飛驒温泉郷全域	(株)神岡衛生社

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1週	可燃ごみ	缶	—	可燃ごみ	プラ製容器
第2週		不燃・小型家電	びん・ペット		紙製容器
第3週		缶	—		プラ製容器
第4週		—	びん・ペット		紙製容器

別表第4

ごみ処理券取扱所（令和87年4月1日現在）

高山米穀協業組合					
1	本社(初田2)	2	山王営業所(森下1)	3	中央営業所(名田5)
4	駅西営業所(岡本1)	5	原山営業所(山田)	6	城山営業所(堀端)
7	日の出営業所(松之木)	8	初田町営業所(初田2)	9	北校下営業所(桐生2)
10	精米センター(下切)				

飛騨農業協同組合					
1	米ハウス(桐生2)	2	荘川支店(新渕)		

山崎製パン(株)デイリーヤマザキ					
1	高山日枝店(森下2)	2	高山桐生店(桐生4)	3	高山花川店(花川)
4	高山中切店(中切)	5	高山江名子町店(江名子)	6	高山片野店(片野1)
7	高山昭和町店(昭和2)				

販売店					
高山地域					
1	打保たばこ店(花里6)	2	マルック(下一)	3	枡屋酒店(花里1)
4	ちゃんやおおた(天満3)	5	おおみち煙草店(本2)	6	押手たばこ店(若達1)
7	片野酒店(片野4)	8	桜本商店(上切)	9	下山酒店(下切)
10	滝下たばこ店(西之一色1)	11	釣具の千疋屋(桐生3)	12	カメラのながを(本1)
13	電化ショップ SUMI(三福寺)	14	西矢たばこ店(本4)	15	ホノブたばこ店(馬場2)
16	みずまたばこ店(上一)	17	宮ノ腰たばこ店(総和3)	18	畑中土産品店(花里5)
19	(株)ホームセンター バロー 高山店(西之一色3)	20	吉村ミュージックセンター(朝日)		
清見地域					
1	(有)大坪石油(夏厩)				
荘川地域					
1	(有)森商店(牧戸)	2	三島酒店(惣則)		
一之宮地域					
1	(有)泰連屋 内木酒店				

久々野地域				
1	(有)山本商会(無数河)	2	松山食料品店(久々野)	3 (有)割烹若松(久々野)
4	田中商店(小屋名)			
朝日地域				
1	長瀬菓子店(万石)			
高根地域				
1	牧坂商店(日和田)			
国府地域				
1	(株)ファミリーストアさとう 国府店(広瀬町)	2	スーパーセンターシマヤラクール飛騨高山店(金桶)	3 (株)ホームセンターバロー 国府店(広瀬町)
上宝地域				
1	ヤマザキショップ上宝店(中山)			
奥飛騨温泉郷地域				
1	(有)つるや商店(平湯)	2	フレッシュフーズカシキ(栃尾)	3 奥飛騨フーズマーケット(村上)

別表第5

名称	許可の種類	収集区域の指定	許可車両 ※許可車両 一覧参照	場所の指定 ※下ろし施設 一覧参照
高山清掃事業(株)	事業系一般廃棄物、一時的に多量に排出される家庭系ごみ及び特定家庭機器廃棄物	高山地域	8台	①、③、④、⑤、⑥、⑦
(株)丸大興業	事業系一般廃棄物、一時的に多量に排出される家庭系ごみ及び特定家庭機器廃棄物	高山地域	10台	①、③、④、⑤、⑥、⑦
(株)スズキ	事業系一般廃棄物、一時的に多量に排出される家庭系ごみ及び特定家庭機器廃棄物	高山地域	8台	①、③、④、⑤、⑥、⑦
飛騨清掃(株)	事業系一般廃棄物、一時的に多量に排出される家庭系ごみ及び特定家庭機器廃棄物	丹生川、清見地域	3台	①、③、④、⑤、⑥、⑦
(有)荘白川クリーン	事業系一般廃棄物、一時的に多量に排出される家庭系ごみ及び特定家庭機器廃棄物	荘川地域	9台	①、③、④、⑤、⑥、⑦
クリーン大野(有)	事業系一般廃棄物(可燃ごみ、発泡スチロール、白色トレイ、柄トレイ)	一之宮地域	3台	①、③
(有)クリアシステム	事業系一般廃棄物(可燃ごみ、発泡スチロール、白色トレイ、柄トレイ)	久々野、朝日、高根地域	4台	①、③
(有)カワモト	事業系一般廃棄物(不燃、粗大ごみ、缶びん、ペットボトル等、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、蛍光管、乾電池、発泡スチロール、白色トレイ、柄トレイ、特定家庭用機器廃棄物)	一之宮、久々野、朝日、高根地域	2台	①、③、④、⑤、⑥、⑦
(有)吉城環境管理センター	事業系一般廃棄物、一時的に多量に排出される家庭系ごみ及び特定家庭機器廃棄物	国府地域	15台	①、③、④、⑤、⑥、⑦
(株)神岡衛生社	事業系一般廃棄物、一時的に多量に排出される家庭系ごみ及び特定家庭機器廃棄物	上宝、奥飛騨温泉郷地域	17台	①、③、④、⑤、⑥、⑦

許可車両一覧（令和8年4月1日現在）

名称	許可車両
高山清掃事業(株)	3.15 t 積パッカー車、2.55 t 積パッカー車、2.25 t 積クレーン付ダンプ、1.85 t 積トラック、3.00 t 積ダンプ、0.75 t 積小型貨物車、3.10 t 積パッカー車、0.35 t 積軽トラック車
(株)丸大興業	3.15 t 積パッカー車、2.90 t 積パッカー車、2.00 t 積トラック、2.00 t 積ダンプ、3.70 t 積脱着装置付コンテナ専用車、2.00 t 積ダンプ、3.30 t 積パッカー車、0.75 t 積トラック、1.50 t 積トラック、3.30 t 積クレーン付ダンプ
(株)スズキ	3.25 t 積パッカー車、1.95 t 積クレーン付ダンプ、4.00 t 積ダンプ、0.35 t 積軽貨物車、2.00 t 積トラック2.80 t 積パッカー車、0.35 t 積軽貨物車、0.35 t 積軽貨物車
飛騨清掃(株)	1.60 t 積パッカー車、3.15 t 積パッカー車、3.40 t 積脱着装置付コンテナ専用車
(有)荘白川クリーン	3.65 t 積ダンプ、0.35 t 積キャブオーバー、0.35 t 積軽貨物車、3.25 t 積パッカー車、2.00 t 積クレーン車、3.30 t 積パッカー車、0.75 t 積小型貨物車、3.25 t 積パッカー車、2.00 t 積ウイング車
クリーン大野(有)	3.25 t 積パッカー車、0.35 t 積軽貨物車、3.00 t 積ダンプ
(有)クリアシステム	3.40 t 積パッカー車、1.00 t 積貨物車、2.00 t 積クレーン車、3.55 t 積脱着装置付コンテナ専用車
(有)カワモト	3.55 t 積ダンプ、2.00 t 積パッカー車
(有)古城環境管理センター	2.60 t 積パッカー車、2.55 t 積パッカー車、3.25 t 積クレーン付ダンプ、2.00 t 積トラック、2.60 t 積パッカー車、2.00 t 積トラック、2.00 t 積トラック、0.35 t 積軽貨物車、2.60 t 積パッカー車、3.60 t 積パッカー車、6.20 t 積脱着装置付コンテナ専用車、3.65 t 積脱着装置付コンテナ専用車、2.50 t 積パッカー車
(株)神岡衛生社	3.40 t 積パッカー車、2.80 t 積パッカー車、3.00 t 積トラック、1.30 t 積トラック、7.00 t 積クレーン付トラック、3.00 t 積パッカー車、4.00 t 積脱着装置付コンテナ専用車、4.00 t 脱着装置付コンテナ専用車、3.25 t 積パッカー車、2.00 t 積トラック、0.35 t 軽貨物車、2.00 t 積パッカー車、2.00 t 積ダンプ、2.00 t 積トラック、3.00 t 積脱着装置付コンテナ専用車、2.75 t 積パッカー車、3.00 t 積パッカー車

下ろし施設一覧

	施設名称	住所
①	資源リサイクルセンター	高山市三福寺町1800番地
②	久々野クリーンセンター	高山市久々野町久々野3033番地3
③	高山清掃事業(株)高山リサイクル工場 (発泡スチロール)	高山市冬頭町149番地
④	高山清掃事業(株)高山リサイクル工場 (プラスチック製容器包装)	高山市冬頭町149番地
⑤	(株)宮崎 高山リサイクルセンター (紙製容器包装)	高山市下切町226番地
⑥	(株)高橋商店三川第1工場 (家電リサイクル法4品目)	高山市国府町三川221番地
⑦	西濃運輸(株)高山支店 (家電リサイクル法4品目)	高山市山田町1318番地1

別表第6

①処理施設

施設名称	所在地	種別	処理能力	作業計画
1. 高山市 資源リサイクルセンター	高山市三福寺町 1800番地	焼却施設	全連続燃焼式 焼却炉 47.5t/24h×2 炉	24時間稼働の連続運転により搬入された一般廃棄物及び規則第19条に規定する産業廃棄物の可燃物を処理する。ただし、点検時等においては1炉または2炉停止する。
		埋立処分地	第1次埋立処分地 埋立地面積 約38,400㎡	令和5年10月に埋立を終了した。
			第2次埋立処分地 埋立地面積 13,600㎡	搬入された一般廃棄物及び規則第19条に規定する産業廃棄物の不燃物等を重機等で敷き均しサンドイッチ方式（セル工法）で埋立処理する。 ただし、原則日曜日及び12月31日から翌年1月3日までは処理しない。
		破砕施設	可動式破砕機 （埋立処分地内） 93.5t/5h	搬入された一般廃棄物のうち可燃性粗大ごみを破砕し、焼却施設他で処理する。ただし、原則日曜日及び12月31日から翌年1月3日までは処理しない。
		容器リサイクル施設	10t/5h	搬入されたびん・ペットボトルを、選別、圧縮、梱包する。選別作業は、小規模授産所に委託する。また、不燃ごみ処理場から搬入された缶を、圧縮する。 分別作業は毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとし、受入は毎週月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時までとする。 ただし、12月31日から翌年1月3日までは処理しない。
不燃ごみ処理場	敷地面積 約1,000㎡ （第1次埋立処分地内）	搬入された一般廃棄物のうち不燃ごみ、小型家電及び粗大ごみを解体し、金属類等を選別し資源化する。焼却可能なものは焼却施設で処理する。また、缶をアルミ及びスチールに分別し容器リサイクル施設に搬入する。 処理は毎週月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時までとする。 ただし、12月31日から翌年1月3日までは処理しない。		

		発泡スチロールリサイクル施設	40kg/h 2台 10kg/h 1台	自己搬入及び資源ごみ拠点集積所から回収された白色トレイ並びに発泡スチロールを減容処理機により減容固化処理する。 家庭系のみとし、事業系及び産業廃棄物は受入しない。 稼働は毎週火、金曜日午前8時から午後1時までとする。 ただし、12月31日から翌年1月3日までは処理しない。
		不用品リフォームセンター	延べ床面積 260.29㎡	収集及び搬入された粗大ごみを簡単な修理や清掃で再生して年間10回程度(その他各支所年1回)実施予定のリフォーム製品フェアで希望者(多数の場合抽選)に有料で販売する。作業は委託する。 作業は毎週月曜日から土曜日の午前8時30分から午後4時までとする。 ただし、12月31日から翌年1月3日までは処理しない。
		作業車両		トラック 1台 ショベルローダ 2台 可動式破砕機 1台 フォークリフト 1台 合計 5台
2. 高山市 久々野ク リーンセ ンター	高山市 久々野町 久々野 3033番地 3	焼却施設	機械化バッチ 8t/8h×2炉	令和8年3月に稼働を終了した。
		埋立処分地	埋立地面積 2,000㎡	埋立満了につき処分予定なし。
		不燃ごみ 処理場	敷地面積 4,501㎡	搬入された一般廃棄物のうち、不燃ごみ、小型家電及び粗大ごみを解体し、金属類等を選別し資源化する。焼却可能なものは焼却施設で処理する。また、缶をアルミ及びスチールに分別し容器リサイクル施設に搬入する。 処理は毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時までとする。 ただし、12月31日から翌年1月3日までは処理しない。
3. 高山市 丹生川埋 立処分地	高山市丹 生川町町 方3625番 地	埋立処分地	埋立地面積 53,000㎡	市が搬入する一般廃棄物(不燃ごみ等の選別残渣)をサンドイッチ方式で埋立処理する。 ただし、土、日曜日及び冬期間は処理しない。

4. 高山市 荘川埋立 処分地	高山市荘 川町赤谷 1237番地 1	埋立処分 地	埋立地面積 2,000㎡	平成20年2月より休止中である。
5. 高山市 上宝埋立 処分地	高山市奥 飛驒温泉 郷赤桶 903番地	埋立処分 地	埋立地面積 5,124㎡	平成25年1月より休止中である。

②処分業許可業者一覧

名称	施設所在地	排出者	種類	施設の方式、構造及び設備の概要	処理能力
(有)奥飛驒エコセンター	高山市上宝町本郷3572番地	高山市内の排出者	一般廃棄物(家庭系、事業系生ごみ、木質系廃材)	生ごみ 発酵乾燥式 おが粉 破砕機により破砕	生ごみ 400kg/日 おが粉 1t/日

③再生利用個別指定業者一覧

名称	施設所在地	排出者	種類	施設の方式、構造及び設備の概要	処理能力
高山清掃事業(株)	高山市冬頭町149番地	高山市内の事業系排出者	発泡スチロール、トレイ	熱減容式 スチロールポストSPB-80	80kg/h 1台
(株)佐合木材	高山市松倉町2343番地1	国、岐阜県及び飛驒地域市村の事業系排出者	剪定枝、河川流木、刈草、竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材	破砕 タブグラインダー Model スーパー1000	30t/h 1台
笠原木材(株)	高山市久々野町山梨69番地1	国、岐阜県及び飛驒地域市村の事業系排出者	剪定枝、河川流木、木製家具類、その他木製廃材	破砕 切削チップパー機 UTC-600-2N 木材破砕機 SPM-1625	10t/h 1台 8.75t/h 1台
(有)丸大環境事業	高山市匠ヶ丘町1番地15	高山市内の排出者	ペットボトル	圧縮減容 PB100 粉砕 SC500	100kg/h 1台 210kg/h 1台
(株)カンチ	高山市松之木町1020番地1	高山市内の排出者	コンクリートの破片その他これに類する不要物	破砕 S6D 分級 NLH5-12	40t/h 1台 40t/h 1台
(株)宮崎	高山市国府町広瀬町1548番地1 ファミリーストアさとう国府店 高山市桐生町2丁目271番地 ファミリーストアさとう桐生店 高山市片野町6丁目522番地 ファミリーストアさとう食彩館	高山市内の排出者	ペットボトル	圧縮減容 T-53s 圧縮減容 T-53s 圧縮減容 T-53s	54kg/h 54kg/h 54kg/h

	高山市石浦町2丁目355番地1 ファミリーストアさとう石浦店 高山市三福寺町359番地1 ファミリーストアさとう三福寺店			圧縮減容 T-53s 圧縮減容 T-53s	54kg/h 54kg/h
(株) 高橋商店	高山市国府町金桶94番地1	高山市内の排出者	ペットボトル	圧縮減容 NCP100S	150kg/h

別表第7

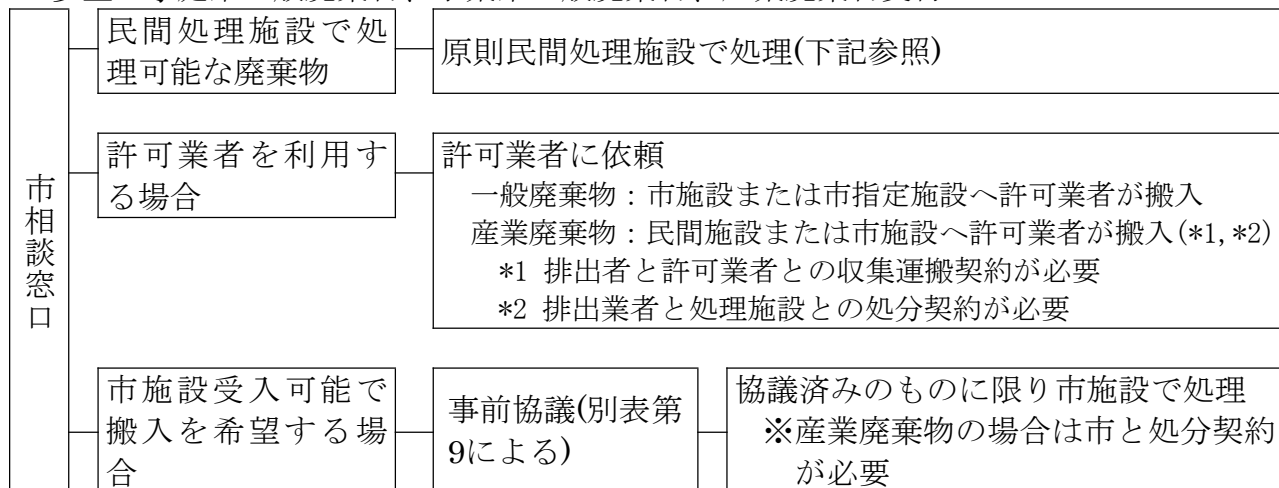
処分体制一覧

		高山	丹生川・清見・荘川	一之宮・久々野・朝日・高根	国府	上宝	
収集	可燃	資源RC					
	不燃	資源RC	久々野CC			資源RC	
	粗大	資源RC					
	小型家電	資源RC					
	資源	缶	資源RC				
		びん	資源RC				
		ペット	資源RC				
		プラ製容器	高山清掃事業(株)				
		紙製容器	(株)宮崎 高山リサイクルセンター				
		発泡	資源RC				
		乾電池・充電式電池等	資源RC				
	蛍光管	資源RC					
許可業者収集	可燃	資源RC					
	不燃	資源RC					
	粗大	資源RC	久々野CC			資源RC	
	資源	缶	資源RC				
		びん	資源RC				
		ペット	資源RC				
		プラ製容器	高山清掃事業(株)				
		紙製容器	(株)宮崎 高山リサイクルセンター				
		発泡	高山清掃事業(株)				
		乾電池・充電式電池等	資源RC				
	蛍光管	資源RC (産業廃棄物として受入)					
	家庭系自己搬入	可燃	有料	資源RC			
不燃							
粗大							
小型家電		無料					
缶							
びん							
ペット							
プラ製容器							
紙製容器							
発泡							
乾電池・充電式電池等							
蛍光管							
事業系自己搬入	可燃	有料	資源RC				
	不燃						
	粗大						
	缶						
	びん						
	ペット						
	プラ製容器						
	紙製容器						
	発泡						
	乾電池・充電式電池等						
	蛍光管						
	産廃						焼却処理
埋立処理		資源RC					
民間処理		受入しない					

※充電式電池等とは、充電式電池（リチウムイオン電池等）及びリチウムイオン電池等が内蔵されている小型家電のこと。

別表第8

多量の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物受付フロー



注：一般廃棄物のうち、緊急を要するもの限り口頭による協議を可とする。

相談窓口 → 資源RC → 搬入者
資源RC、各支所 協議、受入承諾

	民間処理施設(一般廃棄物)		
木くず	笠原木材(株)	久々野町山梨69番地1	52-2525
	(株)佐合木材高山工場	松倉町2343番地1	32-7371
発泡スチロール	高山清掃事業(株)高山リサイクル工場	冬頭町149番地	32-4315
プラスチック製容器包装	高山清掃事業(株)高山リサイクル工場	冬頭町149番地	32-4315
紙製容器包装	(株)宮崎 高山リサイクルセンター	下切町226番地	33-8670
家電リサイクル法4品目	(株)高橋商店三川第1工場	国府町三川221番地	72-4063
	西濃運輸(株)高山支店	山田町1318番地1	32-1917
コンクリートがら	(株)カンチ	松之木町1020番地1	36-3755

※産業廃棄物については、原則岐阜県等の許可を受けた収集運搬業者に依頼または処理業者に搬入し処理する。

別表第9

年 月 日

廃棄物搬入事前協議書

発生場所	発生場所	高山市 番地				
	所有者住所	(番地まで記入)				
	所有者氏名					
	電話番号	(連絡可能な番号)				
搬入者	事業所住所					
	事業所名及び代表者職氏名					
	電話番号	(取扱責任者と連絡可能な番号)				
	取扱責任者	職	氏 名			
	コード番号					
	料金支払方法	現金 ・ 口座引落				
搬入車両	車両番号		運転者氏名			
廃棄物の種類及び根拠 (根拠については別紙可)						
搬入予定量		t	t	t	t	t
高山市記入	搬入場所	高山・久々野	高山・久々野	高山・久々野	高山・久々野	高山・久々野
	可・不可の別	可 ・ 不可	可 ・ 不可	可 ・ 不可	可 ・ 不可	可 ・ 不可
	条件または不可の理由					
受付印		支所記入	受領支所名	支 所		
			担当者名			
			担当係長名			
合議		担当係長	施設長等		生活環境課長	